
災害医療時医療対応の検証に関する一考察

(鶴飼 卓、日本集団災害医学会誌 17: 321-325, 2012)

2014年7月18日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

集団災害の医療対応を種々の角度から検証し、その教訓を後世に残すことは重要である。しかし、その検証作業を何時、誰が、どのような手法で行い、その結果をどう発表するかには多くの課題がある。検証作業は早期に着手するのが望ましいが、混乱のさなかでは不確かなデータしか得られず、遅くなれば関係者の記憶が不確実になる。検証作業に加わる人は、災害医療に相当程度の学識をもつ人物を中心に、当該災害対応にかかわらなかつた人と医療救護に携わつた人や、災害の特徴に応じた専門家などが選ばれるべきであろう。

検証にあたっては、客観性と公平性、さらには被災者のプライバシー保護に留意しつつ、できるだけ科学的根拠が明確な検証を行うべきである。人為災害はもとより、自然災害への対応に対しても厳しい批判が生じがちである。災害医療検証に関しても、その社会的責任の重要性を考慮して記述には慎重な配慮が必要である。2005年4月に発生したJR福知山線脱線事故の特別調査委員会の活動を中心にこれらの問題点について論及した。

JR福知山線脱線事故とは平成17年4月25日JR福知山線上り快速列車が尼崎市のカーブで脱線し、死者107名、負傷者555名(重症139名)を生じた事故である。この事故の災害対応にかかわつた医療機関は54施設、現場あるいは現場付近の病院に出動して救護活動にかかわつた医療チームは20チームあり、10名がヘリコプターで搬送された。筆者はJR尼崎事故特別調査委員長の名を受け、調査委員の人選を一任された。

そこで、災害対応にはかかわらなかつた第三者として有識者を呼び、事故の関係者や深い関心を持つ方にはオブザーバーとして自由に出席し、発言することを許可した。

調査活動は事故後2週間後に開始し、目標として全被災者の救出救助、トリアージ、搬送、医療機関での診断・治療、予後、死体検案などの状況を知ることであった。

この事故は図らずも阪神・淡路大震災を教訓として施行された数々の施策の効果が試される機会となった。すなわち災害拠点病院の役割と連携、EMISの有用性、ヘリコプター搬送、消防緊急救助隊と近隣消防の相互応援システム、前年から始まつたDMAT研修とCSM訓練などがその成果を示した災害であつたといえる。その結果として概ね良好な結果が得られたが問題点も多数浮上した。事故後しばらく情報が錯綜し、救助関係者の間で正確な事故情報が把握できなかつたこと、線路の両側に被災者が分離されたので、負傷者の一元管理ができなかつたこと、数多くのトリアージタグが使用されたが、ほとんど失われたこと、ヘリ移送のための準備や搬送前後のケアが十分できなかつたこ

とがあげられる。

またこの検証作業を通じて、死に至る可能性の高い外傷性窒息などの ISS は、現行のコアシステム（AIS90）を用いる限り、致命的と考えられるほど高い数値に算定されないことがあるという問題点の存在も判明した。

何を目的として集団災害時の医療対応検証を行うのか。大災害の発生は比較的稀であり、大多数の人々が災害を初めて経験する。数少ない貴重な災害の教訓を他の多くの人々と共有し、できる限り客観的に分析して、その結果を今後また起こりうる災害に役立てることこそが「検証」の目的であり意義である。検証作業の着手時期はいつが最も適当だろうか。

早すぎれば混乱の中で不確かな事実が情緒的に大きく伝えられる危険性が高くなり、遅すぎれば関係者の記憶が薄れてしまう。災害後1～2か月程度で現地調査などに動き始めるのが概ね妥当なのではないか。検証委員には客観性・公平性を担保するために、災害対応に直接はかかわらず、災害管理に相当程度の見識がある人物が委員会の中心になるのが望ましいが、当該災害の対応関係者の協力なしには検証は不可能であるため、関係者も委員会に加わるか、参考人として関与する必要がある。検証すべき項目・対象としては災害時に行われたプレホスピタルケアと医療機関における医療対応が中心となる。そして対応次第で避けられる死（preventable death）あるいは合併症などの健康障害発生の有無を調査することも重要であろう。そしてこれらに関連して災害にかかわった多くの組織の対応が検証対象になりえると思われる。検証の手法としては聞き取りやアンケート調査などがあるが、できるだけ科学性・客観性を保てるように数値化できるものは数値化することが望まれる。検証結果は公表せずしてその目的を達することはできない。しかし、公表する以上、調査対象者のプライバシー保護と救援関係者への追及の保護が大きな問題となりうる。

JR 福知山線事故の発生した平成17年の4月に個人情報保護法が施行されたばかりであり、機関によって個人情報の秘守に関する見解がさまざま、調査の目的や手法を説明しても第三者による診療録の閲覧許可をもらえない医療機関も存在した。しかし、各医療機関をはじめとして、消防、自衛隊、警察、行政、それぞれに貴重な時間を割いて特別調査委員会の調査に協力的であった。

同じ列車脱線事故であっても状況によっては全く異なるので、検証の在り方の画一的な標準化は困難であろうが、検証作業関係者は単なる事実の羅列に満足することなく、できる限り客観的な検証を目指して努力すべきである。